



公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

募集中!

# ホームページ広告掲載

◇◇◇ バナー広告募集要項 ◇◇◇

## 《掲載 WEB ページ》

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団ホームページのトップ下部

**トップページの”4枠”を募集!**

※特典: 下層ページへの掲載

バナー広告掲載位置は、ホームページでご確認ください!



マスコットキャラクター  
「スマイルくん」

## 《規格》

当事業団ホームページに掲載するバナー広告の規格(1枠)は以下のとおりです。

大きさ【縦50ピクセル、横270ピクセル】

形式【GIF(アニメ可)、JPEG】

容量【10KB以下】

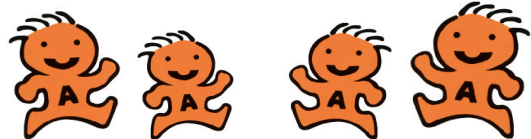
## バナー広告募集

## 《確認資料》

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団ホームページ広告掲載取扱要項

## 《掲載料》

月額3,000円【一括払い割引あり】



## 《申込方法及び掲載までの主な流れ》

ホームページ(以下事業団HP)広告掲載申込書に必要事項を記入し、郵送、又はFAXにて送付。



事業団にて事業団HP広告掲載申込書を受理後、申込団体の掲載可否について審査・決定。



事業団より広告掲載可否決定通知書等を送付。



事業団HP広告掲載可決定通知書を受け取った申込団体は、広告原稿(画像データ)を送付。

## 《申込先及び問合せ先》

〒660-0850 尼崎市西長洲町1丁目4番1号

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 総務課企画係

Tel.06-6481-0449

Fax.06-6489-2086

<http://www.aspf.or.jp>



# 第1号

## ホームページバナー広告掲載申込書

平成 年 月 日

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 理事長 様

所在地  
会社（団体）名

代表者職氏名

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団ホームページバナー広告の掲載を、次のとおり申し込めます。

掲載希望期間	平成 年 月から平成 年 月 日まで（ か月分）
リンク先 URL	
広告の内容	【バナー広告原稿（画像データ）が既にある場合は添付してください。】
業 種	
担当者氏名	
E-mail	
Tel.番号	
Fax.番号	

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団  
ホームページバナー広告掲載取扱要項

平成22年10月1日

(目的)

第1条 この要項は、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）が運営するホームページのバナー広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載するバナー広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性及び品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 政治活動や宗教活動に関するもの
- (3) 個人・団体の意見広告及び個人的宣伝に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (5) 法令等に反するもの又はその恐れがあるもの
- (6) その他事業団が不適當であると判断したもの

(広告掲載位置)

第3条 トップページに設けられたフレーム枠のいずれかとし、その位置は事業団が指定する。

- (1) 掲載ページ 事業団ホームページのトップページ
- (2) 位置 トップページ下部
- (3) 枠数 4枠

(広告の規格)

第4条 広告の規格は1枠につき原則として次のとおりとし、枠を連結して広告を掲載することができるものとする。

- (1) 縦50ピクセル、横270ピクセル
- (2) データ形式 GIF形式（GIFアニメーション可）、JPEG形式
- (3) データ容量10KB以下

(広告掲載料)

第5条 広告1枠分の掲載料は次のとおりとする。

期 間	1ヶ月	12ヶ月
金 額	3,000円	30,000円

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、毎月1日（以下「更新日」という。）から次の更新日の前日までの1ヶ月単位とする。

2 掲載期間中に事業団の都合により広告が掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に合わせ掲載期間を延長する。

(広告掲載の申込)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、「ホームページバナー広

告掲載申込書」(様式第1号)により申し込むものとする。

その際、事業団は必要に応じて、広告主に対して資料の提出を求めることができるものとする。

#### (広告掲載の決定)

第8条 事業団は、前条に基づき提出のあった申込書の内容を審査のうえ、広告掲載の可否を決定し、その結果を広告主へ通知するものとする。

#### (広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主は、広告掲載開始日の10日前までに、広告掲載料を一括して前納するものとする。

#### (広告掲載料の還付)

第10条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載できなかった場合は、広告を掲載できなかった月の広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項に規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により、当事業団がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災その他の非常事態が発生した場合

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 第6条第2項に基づく掲載期間の延長ができない場合については、広告が掲載できなかった期間が1月に満たない場合であってもその期間について返還できるものとし、その額は事業団が定める。

5 事業団は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生ずるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

#### (広告主の責任等)

第11条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。また、広告原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

#### (広告掲載の取り消し)

第12条 事業団は次の各号に該当する場合には、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿(電子データ)の提出がないとき

(3) 広告主又は広告内容が第2条各号に該当するものと判明したとき

#### (権利譲渡の禁止)

第13条 広告主は、事業団ホームページに広告を掲載する権利を、第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

#### (委任)

第14条 この要項に定めるもののほか、広告に関する必要事項は事業団が別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団  
ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団ホームページ（以下「事業団ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、事業団ホームページバナー広告掲載取扱要項に規定する事項のほか、ホームページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止画像)

第2条 次の各号の画像を含むバナー広告は禁止する。

- (1) 著作権を侵害するもの
- (2) 肖像権を侵害するもの
- (3) その他事業団ホームページに掲載する画像として適当でないと事業団が認めるもの

(禁止表現)

第3条 次の各号の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(G I Fアニメーション)

第4条 G I Fアニメーションを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次の各号のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止する。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40 / 100秒以上とする。

(A L T属性)

第5条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、A L T属性を付けるものとする。

(事業団ホームページとの区別)

第6条 次の各号の表現については、利用者が事業団ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 事業団ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「サルース・レインボースクール、スマイル健康事業」など、事業団の事業を連想させる部分において一般的な表現を用いるなど、利用者が事業団の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第7条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第8条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

本ガイドラインは平成22年10月1日から施行する。